

鳥取県告示第819号

平成元年鳥取県告示第 685 号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第 7 条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道313号</td> <td style="text-align: center;"><u>東伯郡北栄町米里字蔵合屋</u> <u>513-1 地先から同町弓原字東浜</u> <u>1121-2 地先まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県道鳥取鹿野倉吉線</td> <td style="text-align: center;">東伯郡三朝町大字横手字川向 <u>488地先から倉吉市との境界まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県道東伯野添線</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377-2 地先から<u>倉吉市との境界まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県道倉吉江</td> <td style="text-align: center;"><u>5の(2)の表に掲げる区間及</u></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道313号	<u>東伯郡北栄町米里字蔵合屋</u> <u>513-1 地先から同町弓原字東浜</u> <u>1121-2 地先まで</u>	略		県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向 <u>488地先から倉吉市との境界まで</u>	略		県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377-2 地先から <u>倉吉市との境界まで</u>	県道倉吉江	<u>5の(2)の表に掲げる区間及</u>	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第 7 条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道313号</td> <td style="text-align: center;">倉吉市和田字沼551-1 地先から<u>東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2 地先まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県道鳥取鹿野倉吉線</td> <td style="text-align: center;">東伯郡三朝町大字横手字川向 <u>488地先から倉吉市八屋字中河原359-2 地先まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県道東伯野添線</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377-2 地先から<u>倉吉市関金町野添字野津3526-3 地先まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県道倉吉江</td> <td style="text-align: center;"><u>倉吉市関金町明高字野中982-</u></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道313号	倉吉市和田字沼551-1 地先から <u>東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2 地先まで</u>	略		県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向 <u>488地先から倉吉市八屋字中河原359-2 地先まで</u>	略		県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377-2 地先から <u>倉吉市関金町野添字野津3526-3 地先まで</u>	県道倉吉江	<u>倉吉市関金町明高字野中982-</u>
路線名	区 間																																
略																																	
一般国道313号	<u>東伯郡北栄町米里字蔵合屋</u> <u>513-1 地先から同町弓原字東浜</u> <u>1121-2 地先まで</u>																																
略																																	
県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向 <u>488地先から倉吉市との境界まで</u>																																
略																																	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377-2 地先から <u>倉吉市との境界まで</u>																																
県道倉吉江	<u>5の(2)の表に掲げる区間及</u>																																
路線名	区 間																																
略																																	
一般国道313号	倉吉市和田字沼551-1 地先から <u>東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2 地先まで</u>																																
略																																	
県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向 <u>488地先から倉吉市八屋字中河原359-2 地先まで</u>																																
略																																	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377-2 地先から <u>倉吉市関金町野添字野津3526-3 地先まで</u>																																
県道倉吉江	<u>倉吉市関金町明高字野中982-</u>																																

府溝口線	<u>び倉吉市内の区間以外の全線</u>
略	

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道183号	<u>日野郡日野町福長字吹ノ原中道下タ1620地先から同町福長字稗ヶ谷1414-1地先まで</u>

3 略

4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 略

(2) 米子境港都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線
略	
一般国道313号	<u>東伯郡北栄町米里字蔵合屋513-1地先から同町弓原字東浜1121-2地先まで</u>
略	

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道9号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	

府溝口線	<u>5地先から西伯郡伯耆町岩立字辻堂1067-1地先まで</u>
略	

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道183号	<u>日野郡日南町生山字仲河原159-3地先から同郡日野町福長字稗ヶ谷1414-1地先まで</u>

3 略

4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 略

(2) 倉吉都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

(3) 米子境港都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線
略	
一般国道313号	<u>倉吉市和田字沼551-1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2地先まで</u>
略	

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道9号	2の(1)の表及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	

一般国道179号	倉吉市内の区間以外の県内の区間
略	
一般国道183号	2の(1)及び2の(2)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道313号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間(倉吉市内の区間以外の区間に限る。)
一般国道373号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	
県道鳥取港線	鳥取市今町一丁目248地先から同市緑ヶ丘一丁目820-1地先まで
県道倉吉青谷線	倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界から同町大字園字池淵2191-1地先まで
県道倉吉由良線	倉吉市内の区間以外の全線
略	
県道鳥取国府岩美線	略 岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上土居1031地先から同町大字蕪島字真門2077-2地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102-2地先から同町大字別宮字松平213-1地先まで
略	
県道船上山赤碕線	略
略	

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所

線路名	区 間
西日本旅客鉄道株式会社 伯備線	5の(5)の表に掲げる区間以外の県内の区

一般国道179号	県内全線
略	
一般国道183号	2の(1)、2の(2)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道313号	2の(1)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道373号	2の(1)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	
県道鳥取港線	鳥取市今町一丁目248地先から同市緑ヶ丘一丁目820-1まで
県道倉吉青谷線	倉吉市上井町一丁目10-14地先から東伯郡湯梨浜町大字園字池淵2191-1地先まで
県道倉吉由良線	全線
略	
県道鳥取国府岩美線	略 岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上土居1031地先から岩美郡岩美町大字蕪島字真門2077-2地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102-2地先から同町大字別宮字松平213-1地先まで
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町安歩字金谷渡り393-5地先から同市関金町明高字野中965-1地先まで
略	
県道船上山赤碕停車場線	略
略	

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所

線路名	区 間
西日本旅客鉄道株式会社 伯備線	5の(4)の表に掲げる区間以外の県内の区

社		間
	山陰本線	5の(5)の表に掲げる区間以外の県内の区間(倉吉市内の区間以外の区間に限る。)
		略
略		

社		間
	山陰本線	5の(4)の表に掲げる区間以外の県内の区間
		略
略		